専決処分の報告及び承認について

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、松戸都市計画八ケ崎二丁目地区地区計画区域内の複合型商業施設について、当該施設のマネジメント計画と地区整備計画の建築物の用途制限の一部との整合を図ることを目的とする同地区計画に係る都市計画が令和元年10月18日に変更決定されたことから、特に緊急を要すると認め、松戸都市計画八ケ崎二丁目地区地区計画における建築物の用途の制限の対象施設から、大規模小売店舗内の遊技設備設置施設を除外するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和元年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月18日

松戸市長 本郷谷 健 次

理由

松戸都市計画八ケ崎二丁目地区地区計画における建築物の用途の制限の対象 施設から、大規模小売店舗内の遊技設備設置施設を除外するため。 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年松戸 市条例第26号)の一部を次のように改める。

別表第2松戸都市計画八ケ崎二丁目地区地区計画の項(の側第10号中「第5号並びに」を削り、同欄に次の1号を加える。

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する営業を営む施設(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内に設ける施設を除く。) 附 則

この条例は、公布の日から施行する。